

# 中期財政収支見通し

平成31年4月

福島市

## 1. 基本的考え方

本試算は、平成30年度から平成35年度までの一般会計の財政見通しを作成したものである。作成にあたっては、「福島市総合計画」後期基本計画第4期実施計画との整合性を図った。

また、平成32年度以降については、現行制度を前提としつつ試算したものである。

なお、本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は、今後の国の行財政改革や地方財政計画等の動向により変動するものである。

## 2. 試算の要領

### (1) 試算の対象

会 計：一般会計

期 間：平成30～35年度

### (2) 試算の前提

①景気動向：名目経済成長率を平成32年度以降、各年度1%台半ばと仮定（「平成31年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」平成31年2月財務省。以下、「財務省試算」という。）

②行財政制度：現行制度に立脚して試算。

## 3. 歳 入

### (1) 市 税、地方譲与税、地方消費税交付金

平成31年度予算額をベースに、「財務省試算」等を考慮して試算。

また、消費税増税に伴う地方消費税率の引上げ（H31.10～：2.2%）の影響を考慮して試算。

### (2) 地方交付税

平成31年度予算額をベースに、今後の市税収入等の推移を踏まえて試算。

### (3) 国・県支出金

扶助費、投資的経費については歳出に連動して試算。その他は過去の推移等を考慮して試算。

### (4) 市 債

歳出に連動して試算。なお、臨時財政対策債については、平成31年度予算額をベースに、平成35年度まで存続するものとして試算。

### (5) その他の収入

平成31年度予算額をベースに、過去の推移等を考慮して試算。

## 4. 歳 出

### (1) 義務的経費

#### ①人 件 費

平成31年度予算額をベースに、平成32年度以降は定員適正化計画等を踏まえ、今後の定年退職者及び新規採用職員・再任用職員の見込みを考慮して試算。

#### ②扶 助 費

平成31年度予算額をベースに、過去の推移等から試算。

#### ③公 債 費

既発行債の元利償還金に、今後の発行予定分については「財務省試算」における経済指標の前提を参考に、元利償還見込額（年利1.3%）を加算。

### (2) 投資的経費

「実施計画」をベースに試算。

### (3) その他の経費

「実施計画」及び平成30年度決算見込額、過去の推移等を考慮して試算。

注）平成31年度については、平成30年度からの繰越事業を反映しているため、当初予算計上額と異なる。

# 一般会計の財政収支見通し

(上段の単位:億円、下段は対前年度伸び率:%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
<b>歳入合計</b>	1,980	2,013	1,965	1,400	1,482	1,360	1,210	1,081	1,009	1,156
	25.2	1.6	△ 2.4	△ 28.8	5.9	△ 8.2	△ 11.0	△ 10.7	△ 6.7	14.6
<b>市 税</b>	377	385	383	382	403	399	395	386	388	390
	2.2	2.3	△ 0.6	△ 0.3	5.5	△ 1.0	△ 1.0	△ 2.3	0.5	0.5
<b>地方消費税交付金</b>	34	55	50	54	55	53	63	63	63	63
	20.2	62.8	△ 9.4	8.0	1.9	△ 3.6	18.9	0.0	0.0	0.0
<b>地方交付税</b>	183	143	125	129	123	116	128	114	115	115
	0.9	△ 21.9	△ 12.8	3.2	△ 4.7	△ 5.7	10.3	△ 10.9	0.9	0.0
<b>国・県支出金</b>	1,140	1,180	1,173	587	580	520	424	293	249	291
	50.0	3.5	△ 0.6	△ 50.0	△ 1.2	△ 10.3	△ 18.5	△ 30.9	△ 15.0	16.9
<b>基金等繰入金</b>	16	5	13	27	39	40	15	31	20	71
	19.9	△ 66.9	142.6	107.7	44.4	2.6	△ 62.5	106.7	△ 35.5	255.0
<b>うち財政調整基金繰入金</b>	0	0	0	17	8	24	1	19	7	34
<b>うち減債基金繰入金</b>	1	0	0	0	0	4	4	5	5	5
<b>市 債</b>	74	56	62	81	141	113	94	106	86	137
	1.2	△ 23.9	10.7	30.6	74.1	△ 19.9	△ 16.8	12.8	△ 18.9	59.3
<b>うち臨時財政対策債</b>	47	40	34	38	45	40	40	40	40	40
<b>その他の収入</b>	157	188	160	141	142	118	91	88	88	88
	△ 0.8	19.8	△ 15.1	△ 11.9	0.7	△ 16.9	△ 22.9	△ 3.3	0.0	0.0
<b>歳出合計</b>	1,890	1,948	1,919	1,345	1,458	1,360	1,210	1,081	1,009	1,156
	24.1	3.1	△ 1.5	△ 29.9	8.4	△ 6.7	△ 11.0	△ 10.7	△ 6.7	14.6
<b>義務的経費</b>	453	452	462	473	488	493	499	510	519	526
	△ 1.1	△ 0.1	2.2	2.4	3.2	1.0	1.2	2.2	1.8	1.3
<b>人件費</b>	159	158	157	162	170	171	164	166	164	164
	0.0	△ 0.9	△ 0.3	3.2	4.9	0.6	△ 4.1	1.2	△ 1.2	0.0
<b>扶助費</b>	206	212	224	229	236	240	248	253	259	265
	5.5	2.8	5.7	2.2	3.1	1.7	3.3	2.0	2.4	2.3
<b>公債費</b>	88	83	82	82	82	82	87	91	96	97
	△ 15.2	△ 5.4	△ 1.8	0.0	0.0	0.0	6.1	4.6	5.5	1.0
<b>投資的経費</b>	257	278	220	205	230	369	349	220	141	283
	84.0	8.3	△ 20.7	△ 6.8	12.2	60.4	△ 5.4	△ 37.0	△ 35.9	100.7
<b>その他の経費</b>	1,180	1,218	1,236	668	740	498	363	351	350	347
	27.5	3.2	1.5	△ 46.0	10.8	△ 32.7	△ 27.1	△ 3.3	△ 0.3	△ 0.9
<b>歳入・歳出差引額</b>	91	64	46	55	24	0	0	0	0	0
				財源不足額 (単年度)	△ 8	△ 28	△ 5	△ 24	△ 12	△ 39

※1 平成30年度の財源不足額は、3月補正後の財政調整基金繰入額  
財政調整基金への6億円の積み立てがあるため、実際の取り崩し額は2億円となる

財政調整基金年度末現在高	82	82	87	72	70	46	45	26	19	△ 15
減債基金年度末現在高	19	24	28	28	28	24	20	15	10	5
計	102	106	115	100	98	70	65	41	29	△ 10

※2 各表とも、表示単位未満四捨五入の関係により、積上げ、差引きが一致しない場合がある

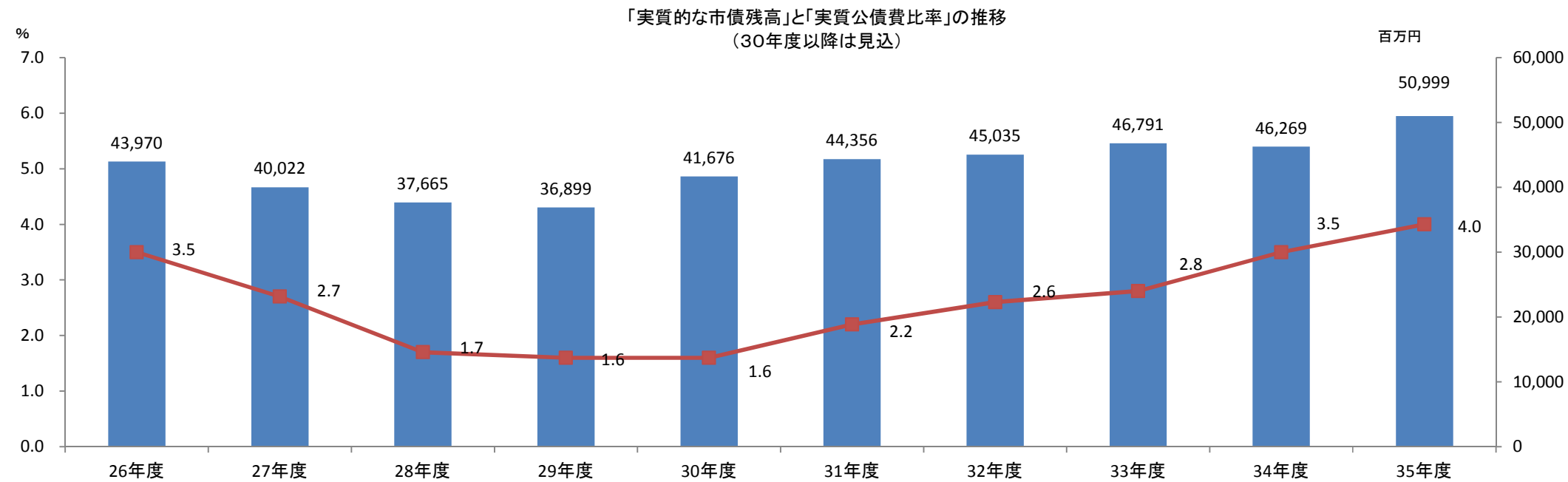
(単位:百万円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
市 債 残 高	83,690	82,024	80,970	81,636	88,199	91,950	93,501	95,889	95,774	100,730
臨時財政対策債残高	39,720	42,002	43,305	44,737	46,523	47,594	48,466	49,098	49,505	49,731
<b>実質的な市債残高</b>	<b>43,970</b>	<b>40,022</b>	<b>37,665</b>	<b>36,899</b>	<b>41,676</b>	<b>44,356</b>	<b>45,035</b>	<b>46,791</b>	<b>46,269</b>	<b>50,999</b>
<b>実質公債費比率</b>	<b>3.5</b>	<b>2.7</b>	<b>1.7</b>	<b>1.6</b>	<b>1.6</b>	<b>2.2</b>	<b>2.6</b>	<b>2.8</b>	<b>3.5</b>	<b>4.0</b>

※「実質的な市債残高」は、「市債残高」から「臨時財政対策債残高」を除いた残高

※「臨時財政対策債」は、国の配分する地方交付税の財源不足額の一部を地方自治体自らに地方債として発行させるものであり、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置される

用語	見方
実質公債費比率	公債費比率、起債制限比率に代わり、新たに起債制限等を行う指標。普通会計の実際の公債費償還額のほか、公営企業会計における公債費償還額相当に対する繰出金や債務負担行為で公債費に準じて支出する経費なども含め算出している。 18%以上となると地方債許可団体へ移行、 25%以上となると単独事業の起債が制限される。 35%以上となると一般公共事業債にも制限がかけられる。 自治体財政健全化法では、25%が早期健全化基準、35%が財政再生基準とされている。



※ 左軸は「実質公債費比率」、右軸は「実質的な市債残高」